

令和7年度鎌ケ谷市立鎌ケ谷小学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。
(いじめ防止対策推進法第1条等より)

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

①いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

③学校及び学校の教職員の責務

- ・児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを理解し、排除する。

④児童の責務

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

⑤保護者の役割

- ・保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に児童をいじめから保護する。（県条例9条1項市基本方針第4章1（1））
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」ことを保護する児童に十分理解させ、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導を行うとともに、市や学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。（県条例9条3項市基本方針第4章1（2））
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護する児童に十分理解させる。また、フィルタリングの活用やSNS等への不用意な書き込み防止、ネット利用等のルールの設定等、ネット利用による予期しないトラブルの未然防止に努める。
- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2 「鎌小いじめ防止・対策委員会」について

組織の構成

本校では、いじめの未然防止、早期発見および対処に務める組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

この組織は、日常的にいじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。また、重大な事案が起こった場合には、この組織が中心になって対処にあたる。

3 いじめの未然防止・早期発見

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。また、どんな些細な事例であっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- 安心・安全な学校生活
- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成
- 児童に対していじめについて考える機会を設ける。
- 連続で欠席があった場合の連絡、及び理由を把握する。
- アンケート調査（年2回）
- 個別面談や教育相談の実施
- 保護者との連携
- 教職員間における情報の共有
- 教職員によるいじめに関する研修会の実施
- 教育相談の実施
 - ・教育相談月間の実施(年間で2回、全児童対象)

4 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

- 学校のいじめの相談・通報窓口の周知
- 学校以外はいじめ相談・通報窓口の周知

相談場所	連絡先
鎌ケ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ケ谷市ふれあい談話室・教育相談室	047-445-4952
鎌ケ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ケ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounen/meyasubako.html
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみ言おう)
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446 / オンライン相談
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077

5 いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

① 対応の流れ

- ・ いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の安全確保
- ・ 事情聴取、情報収集、事実確認
- ・ 管理職への報告、関係職員で対応
- ・ 保護者への連絡と協力要請
- ・ 関係機関、専門機関との連携 等

② いじめ問題に対する指導

③ 重大事態への対処

6 公表・点検、評価等について

- ・ 学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- ・ 保護者アンケート（学校評価）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・ 評価を分析し、取組の見直しをする。

7 児童虐待防止に関する取り組み

- ・ 生徒指導・教育相談の充実を図る。
- ・ 児童虐待が疑われる場合には、迅速に対応する。
- ・ 教職員に対して、児童虐待に関する対応について周知する。

この基本方針は、今後、「**鎌小いじめ防止・対策委員会**」等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。